

令和7年2月
長崎県警察

古物営業法等に係る審査基準及び処分基準の改正について

1 規則等の題名

(1) 審査基準

- ア 古物営業法に係る審査基準
- イ 質屋営業法に係る審査基準
- ウ 警備業法に係る審査基準
- エ 探偵業の業務の適正化に関する法律に係る審査基準

(2) 処分基準

- ア 古物営業法に係る処分基準
- イ 質屋営業法に係る処分基準
- ウ 警備業法に係る処分基準
- エ 探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準

2 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の処分基準の改正については、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に準じて、意見公募手続を実施しませんでした。

3 施行日

令和7年2月28日